

てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想の概要

目 的

東北海道の中心に位置する弟子屈町は、透明度において世界有数の摩周湖、カルデラ湖として有名な屈斜路湖、今なお噴煙をあげる硫黄山や川湯温泉などの自然景観や自然資源に恵まれ、町総面積の半分以上は阿寒摩周国立公園に指定されています。主要な産業は豊かな自然環境を活かした観光業と酪農業を中心とした農業ですが、少子高齢化や近年の経済状況の影響から厳しい状況に置かれています。

そのような状況の中、町の現状と課題を分析した上で町民が参画して「第5次弟子屈町総合計画」が策定され、その基本目標として「人と自然が共生するまちづくりを進めます」としています。更には「観光立国基本法」や「エコツーリズム推進法」等国の指針の下に、観光を基軸としたまちづくりを目指して町民が主体となった「てしかがえこまち推進協議会」が平成20年に設立され、協議会の専門部会のひとつである「エコツーリズム推進部会」を中心にエコツーリズムによるまちづくりに取り組んでいます。

弟子屈町におけるエコツーリズムを、関係者が共通の認識に基づいて適切かつ効果的に推進していくため、その基本的枠組みを定めた「てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想」が平成28(2016)年11月にエコツーリズム推進法(平成19年法律第105号)に基づく認定を受けました。

概 要

■ エコツーリズムを推進する地域（法第5条第3項第1号関係）

弟子屈町ではまちづくりの基本的な柱としてエコツーリズムを推進しているため、てしかがスタイルのエコツーリズムを推進する地域は町域全体とします。また、自然観光資源である津別峠、美幌峠、藻琴峠、藻琴山については一部、弟子屈町の行政区域外となりますが、管轄している市町村と連携しながらエコツーリズムを推進していきます。

■ エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地（同項第2号関係）

法第2条第1項の自然観光資源の定義に則し、「動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの」「自然環境と密接な関係を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係るもの」に区分し、それぞれ主な自然観光資源を設定しました。

○主な観光資源

(自然環境に係るもの)

- ・エゾシカ、ヒグマ、オオハクチョウ、オジロワシ等の鳥獣
- ・ハイマツ、ダケカンバ、マリゴケ等の植物
- ・摩周湖、屈斜路湖、硫黄山、釧路川、川湯温泉等の地形・地質、自然景観

(風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係るもの)

- ・青葉トンネル軌道跡、アイヌ文化等の史跡・伝統文化

■ エコツーリズム実施の方法（同項第 3 号関係）

○ルール

てしかがスタイルのエコツーリズム推進のため、次の 8 点に対しルールを設定しました。

- ①自然環境 ②歴史・文化的環境 ③自然観光資源等の利用者の安全 ④地域住民の生活環境
- ⑤ツアーの質 ⑥登山道等の利用 ⑦釧路川川下り利用 ⑧屈斜路湖の利用

○ガイドランス及びプログラム

地域の自然を中心にツアーガイドが案内、解説や体験の指導をすることを基本とし、またパンフレットや案内板を活用しながら様々な組織や地域住民の方々の協力も得て、主に 6 つのツアープログラムを実施します。

- ①歩くツアー ②水を活用したツアー（カヌー等） ③雪を活用したツアー（スノーシュー等）
- ④星空を活用したツアー ⑤雲海を活用したツアー ⑥乗馬によるツアー

○モニタリング及び評価

ツアー実施者が日々のツアーで気づいた変化を報告する『簡易モニタリング』と、特に必要と判断される自然資源については専門家による数年に一度の『定期モニタリング』を実施します。

簡易モニタリングでは対象は特に定めませんが、ツアーでの活用頻度の高い動物や植物の目撃情報などを集計することとし、定期モニタリングでは植物、動物、水質等を数年に一度、専門家が調査することとします。

モニタリングの調査結果から、専門家の意見聴取が必要と判断された場合、該当する分野の専門家に評価および改善方法の提案を依頼し、それを踏まえて対策の実効策等について検討します。

■ 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置（同項第 4 号関係）

全体構想のルールを関係者が守るよう協議会や専門家などの関係者から普及啓発や必要な取組を進めることで、自然観光資源の価値が損なわれないよう保護及び育成を進めます。また、モニタリングの結果に基づきより一層の保護や育成などの対策が必要であれば専門家からの意見をふまえて協議会において対応を協議し、ツアー実施者や参加者の協力も得て実施に向け調整します。

■ 特定自然観光資源の指定と保護及び育成のために講ずる措置（同項第 5 号関係）

○特定自然観光資源の指定

「硫黄山の噴気孔」は、その周辺で硫黄が昇華することで黄色く美しい硫黄結晶を形成しています。これらの内部は空洞で壊れやすく、不特定多数の利用により噴気孔や硫黄結晶の損壊を招くことが考えられます。ルールに基づく適切な利用やモニタリングによる保全活動をおこなう必要があるため、「硫黄山の噴気孔」を特定自然観光資源に指定します。

○立入制限による利用調整

「硫黄山の噴気孔」は広域に点在するため、多数の噴気孔が所在する区域を法第 10 条第 1 項に基づき、立入りにつき予め弟子屈町長の承認を受ける必要のある区域に設定します。

立入制限の期間は通年、上限人数は 1 日につき 130 人（通年）と設定し、登山による利用者数を制限します。

立入については、自然環境の保全活動や硫黄山についての知見を有する者として協議会が認定するガイドが同行し、利用者を案内・指導します。立入の承認を受けた者及び認定ガイドは承認証・認定証を携行します。認定ガイドが違反行為を発見した場合はすみやかに町の職員に通報し、町の職員が現地にて違反者に指示を行います。

モニタリングは自然観光資源と同様に、『簡易モニタリング』と『定期モニタリング』を実施します。

「硫黄山の噴気孔」に関する普及啓発については、安全対策と密接に関連することから、協議会が定めた「アトサヌプリ・トレッキングツアー実施におけるガイドライン」に準拠します。

■ 協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担（同項第 6 号関係）

てしかがえこまち推進協議会は、行政、観光協会、商工会、振興公社、農協、郷土研究会などの団体と一般町民で構成されている観光を基軸としたまちづくりをすすめる団体であり、特に全体構想に関することについては、専門部会の一つであるエコツーリズム推進部会を中心とし、関係行政機関や土地所有者、エコツーリズムに関連する活動に参加する者で連携を図りながらすすめていきます。

■ その他エコツーリズムの推進に必要な事項（同項第 7 号関係）

○環境教育の場としての活用と啓発普及

次の 5 つに留意し環境教育に貢献していきます。

- ①観光関係者の意識と理解を深める
- ②無理なく自然に楽しむ
- ③ツアーを通じて参加者に考える機会を提供する
- ④環境負荷のより低いツアーに向けた取組の推進と普及啓発
- ⑤ツアー終了後の持続的な取組につながるよう配慮する

○他の法令や計画との関係及び整合

自然公園法や河川法などの関係法令に配慮しながら実施します。

○農林水産業や土地所有者等と連携及び調和

農業や水産業との連携、ツアーでの地場産品の積極的な活用を推進することで相互にメリットが得られるようエコツーリズムを進めていきます。

また、ツアー実施時には他人の所有地や農地、牧場、林地などへの無断立入はしないよう注意し、ルールやマナーを守って利用します。

○地域振興

ツアーでの積極的な地場産品の活用、滞在日数増加のための取組、リピーター育成のための取組を進め、地域の経済的な振興に繋げていきます。

し、ルールやマナーを守って利用します。

○安全管理

エコツアーリズム関係者は、ツアー実施時には最大限の注意を払い、また、万が一の災害に備え、安全講習会の開催等の取組を進めます。

○全体構想の公表

全体構想の作成、変更、廃止を行った時は、広報誌やホームページなどで広く一般に周知します。

○全体構想の見直し

毎年実施状況を点検し、協議会にて共有し、課題や対策について整理しつつ、5年ごとを目途に構想全体の見直しを行います。